

第260回一関市教育委員会定例会

日時 令和6年2月29日(木)

午後1時30分から

場所 花泉支所201会議室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 教育長職務代理者の指定について

議事日程第2 議案第1号 一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第3 議案第2号 一関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第4 議案第3号 一関市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第5 議案第4号 一関市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第6 議案第5号 一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第7 議案第6号 一関市教育委員会公文例規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第8 議案第7号 一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第9 議案第8号 一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第10 議案第9号 一関市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第11 議案第10号 令和6年度一関市立小中学校教職員定期人事異動に係る内申について

3 報 告

(1) 行事報告及び行事予定について

(資料No.1)

4 その他

5 閉 会

第260回一関市教育委員会定例会議案件名表

—	教育長職務代理者の指定について
議案第1号	一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	一関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第3号	一関市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第4号	一関市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第5号	一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第6号	一関市教育委員会公文例規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第7号	一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第8号	一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第9号	一関市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第10号	令和6年度一関市立小中学校教職員定期人事異動に係る内申について

議事日程第1

教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、教育長職務代理者を指定する。

議事日程第 1 参考資料

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

昭和31年法律第162号

（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

○一関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則

平成27年 3 月26日教育委員会規則第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第 2 項の規定による教育長の職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）の指名及び教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う場合における職務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（教育長職務代理者の指名）

第 2 条 教育長職務代理者は、教育長が指名する。

- 2 教育長職務代理者の任期は、1 年とする。ただし、再任させることができる。

第 3 条 教育長職務代理者に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうち最年長者が臨時に教育長の職務を行う。

- 2 教育長職務代理者及び前項の職務を行う者に事故があるとき、又は教育長職務代理者及び同項の職務を行う者が欠けたときは、前条第 1 項並びに前項に定める者を除く委員のうち年長の者が臨時に教育長の職務を行う。

- 3 前項の場合においても、なお教育長の職務を行う者に事故があるとき、又は教育長の職務を行う者が欠けたときは、前条第 1 項並びに第 1 項及び第 2 項に定める者を除く委員が臨時に教育長の職務を行う。

(職務の委任)

第4条 教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う職務のうち、具体的な事務の執行等、教育長職務代理者が自ら教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第14条に規定する教育長の権限に属する事務を除き、法第25条第4項の規定に基づき、その職務を教育部長に委任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、適用しない。

議案第1号

一 関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一 関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

一 関市教育委員会行政組織規則（平成17年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後	
(教育委員会事務局の組織)			(教育委員会事務局の組織)	
第4条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の表のとおり部、課等及び係を設ける。			第4条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の表のとおり__課等及び係を設ける。	
部	課等	係	課等	係
教育部	教育総務課	庶務係 教育企画係	教育総務課	庶務係 教育企画係
	学校教育課	学校教育係 保健係	学校教育課	学校教育係 保健係
	文化財課	文化財係	文化財課	文化財係
	骨寺荘園室	骨寺荘園係	骨寺荘園室	骨寺荘園係
(学校教育課の分掌事務)			(学校教育課の分掌事務)	
第6条 [略]			第6条 [略]	
(1)～(8) [略]			(1)～(8) [略]	

(9) 就学、転入学及び就園に関する事。

(10)～(13) [略]

(14) 幼稚園の就園奨励に関する事。

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(骨寺荘園室の分掌事務)

第8条 骨寺荘園室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 世界遺産の登録 に関する事。

(2)～(4) [略]

(教育部長)

第10条 教育部に教育部長を置く。

2 教育部長は、教育長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(教育部参事)

(9) 就学、転入学及び就園に関する事。

(10)～(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(骨寺荘園室の分掌事務)

第8条 骨寺荘園室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 世界遺産拡張登録 に関する事。

(2)～(4) [略]

(教育次長)

第10条 事務局に教育次長を置く。

2 教育次長は、教育長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(参事)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

第11条 教育部に必要な応じ教育部参事を置くことができる。

- 2 教育部参事は、教育部長を補佐し、支所所管区域内の特定事項についての企画及び立案に参画し、所管事務を整理する。
- 3 教育部参事の所管区域は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

(教育部次長及び教育部副参事)

第12条 教育部に必要な応じ教育部次長及び教育部副参事を置くことができる。

- 2 教育部次長は、教育部長 _____ を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を整理し、教育部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 教育部副参事は、教育部参事を補佐し、上司の命を受け、教育部の特定事項についての企画及び立案に参画し、所管事務を整理し、教育部参事に事故があるときは、その職務を代理する。

第11条 事務局に必要な応じ _____ 参事を置くことができる。

- 2 _____ 参事は、教育次長を補佐し、支所所管区域内の特定事項についての企画及び立案に参画し、所管事務を整理する。
- 3 _____ 参事の所管区域は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

(副参事 _____)

第12条 事務局に必要な応じ副参事 _____ を置くことができる。

- 2 副参事 _____ は、教育次長又は参事を補佐する。 _____
- 3 教育次長を補佐する副参事は _____、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し _____、所管事務を整理し、教育次長 _____ に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 参事を補佐する副参事は、上司の命を受け、事務局の特定事項についての企画及び立案に参画し、所管事務を整理し、参事に事故があるときは、その職務を代理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

教育委員会の組織について

令和5年度



令和6年度



議案第2号

一 関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一 関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一 関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則の一部を改正する規則

一 関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則（平成27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務の委任)</p> <p>第4条 教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う職務のうち、具体的な事務の執行等、教育長職務代理者が自ら教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第14条に規定する教育長の権限に属する事務を除き、法第25条第4項の規定に基づき、その職務を<u>教育部長</u>に委任する。</p>	<p>(職務の委任)</p> <p>第4条 教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う職務のうち、具体的な事務の執行等、教育長職務代理者が自ら教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第14条に規定する教育長の権限に属する事務を除き、法第25条第4項の規定に基づき、その職務を<u>教育次長</u>に委任する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第3号

一 関市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一 関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一 関市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

一 関市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、職員の分限処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号、職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）及び一関市職員の休職の事由に関する条例（平成17年一関市条例第25号）の規定による休職処分及び復職処分を除く。）及び懲戒処分並びに<u>教育部長、教育部次長</u>、課長及び教育機関の長（特別職を除く。）を任免することを除き、職員の任免、給与その他の人事に関する事項を専決処理することができる。</p>	<p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、職員の分限処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号、職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）及び一関市職員の休職の事由に関する条例（平成17年一関市条例第25号）の規定による休職処分及び復職処分を除く。）及び懲戒処分並びに<u>教育次長、教育次長を補佐する副参事</u>、課長及び教育機関の長（特別職を除く。）を任免することを除き、職員の任免、給与その他の人事に関する事項を専決処理することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第4号

一 関市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一 関市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則

一 関市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則（平成27年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定により、一関市教育委員会事務局教育部教育総務課庶務係の職員を、一関市教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定により、一関市教育委員会事務局_____教育総務課庶務係の職員を、一関市教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第5号

一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会公印規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(電子計算組織による公印)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の規定により公印の印影を電子計算組織に記録しようとするときは、<u>教育部</u>教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第8条 公印を登録し、かつ、必要な事項を整理するため、<u>教育部</u>教育総務課に公印台帳（別記様式）を置く。</p>	<p>(電子計算組織による公印)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の規定により公印の印影を電子計算組織に記録しようとするときは、<u> </u>教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第8条 公印を登録し、かつ、必要な事項を整理するため、<u> </u>教育総務課に公印台帳（別記様式）を置く。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第6号

一関市教育委員会公文例規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会公文例規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市教育委員会公文例規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会公文例規程（平成17年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議案の形式)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>教育部長等</u>の人事（学校職員の人事異動の内申）の場合</p>	<p>(議案の形式)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>教育次長等</u>の人事（学校職員の人事異動の内申）の場合</p>

議案番号
題名
提案文

議案第 号
 ×××教育部長（課長、教育機関の長）の人事（学校職員の人事
 ×××異動の内申）に関し議決を求めることについて
 ×次のとおり教育部長（課長・教育機関の長）の人事（学校職員
 の人事異動の内申）を行うことについて議決を求める。

1×採用（何々 年 月 日付）

採用の職	現職	氏名	年齢	最終学歴

2×昇任（降任）（何々 年 月 日付）

昇任（降任の職）	現職	氏名	年齢	最終学歴	備考

3×配置換え（何々 年 月 日付）

配置換えの職	現職	氏名	年齢	最終学歴	備考

4×転任（何々 年 月 日付）

転任の職	現職	氏名	年齢	最終学歴	備考

5×出向（何々 年 月 日付）

出向先	現職	氏名	年齢	最終学歴	備考

6×解任（何々 年 月 日付）

現職	氏名	年齢	摘要

本文

提出年月日

××何々 年 月 日提出
 一関市教育委員会教育長 氏 名×

提出理由

×理由
 ×何々……。これが、この議案を提出する理由である。

議案番号
題名
提案文

議案第 号
 ×××教育次長（課長、教育機関の長）の人事（学校職員の人事
 ×××異動の内申）に関し議決を求めることについて
 ×次のとおり教育次長（課長・教育機関の長）の人事（学校職員
 の人事異動の内申）を行うことについて議決を求める。

1×採用（何々 年 月 日付）

採用の職	現職	氏名	年齢	最終学歴

2×昇任（降任）（何々 年 月 日付）

昇任（降任の職）	現職	氏名	年齢	最終学歴	備考

3×配置換え（何々 年 月 日付）

配置換えの職	現職	氏名	年齢	最終学歴	備考

4×転任（何々 年 月 日付）

転任の職	現職	氏名	年齢	最終学歴	備考

5×出向（何々 年 月 日付）

出向先	現職	氏名	年齢	最終学歴	備考

6×解任（何々 年 月 日付）

現職	氏名	年齢	摘要

本文

提出年月日

××何々 年 月 日提出
 一関市教育委員会教育長 氏 名×

提出理由

×理由
 ×何々……。これが、この議案を提出する理由である。

(7)～(11) [略]

(7)～(11) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第7号

一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会代決専決規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 代決 <u>教育部長</u>以下の職員が上司が不在のとき、上司に代わってその事務を決裁することをいう。</p> <p>(3) 専決 <u>教育部長</u>以下の職員がこの訓令に定める事務を決裁することをいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(教育長不在のときの代決)</p> <p>第3条 教育長が不在のときは、<u>教育部長</u>が、その事務を代決する。</p> <p>2 教育長及び<u>教育部長</u>が共に不在のときは、<u>教育部次長</u>を置く場合に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 代決 <u>教育次長</u>以下の職員が上司が不在のとき、上司に代わってその事務を決裁することをいう。</p> <p>(3) 専決 <u>教育次長</u>以下の職員がこの訓令に定める事務を決裁することをいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(教育長不在のときの代決)</p> <p>第3条 教育長が不在のときは、<u>教育次長</u>が、その事務を代決する。</p> <p>2 教育長及び<u>教育次長</u>が共に不在のときは、<u>教育次長</u>があらかじめ指</p>

あつては教育部次長が、教育部次長が不在又は置かない場合にあつては所管の課長が、その事務を代決する。

(支所地域における代決)

第4条 教育部参事が不在のときは教育部副参事が、その事務を代決する。

(専決事項)

第9条 教育部長の専決事項は、別表第1のとおりとする。

2 教育部参事の専決事項は、別表第2のとおりとする。

3～6 [略]

別表第1 (第9条関係)

教育部長の専決事項

[略]

別表第2 (第9条関係)

教育部参事の専決事項

[略]

定する副参事

_____が、その事務を代決する。

3 教育長、教育次長及び教育次長があらかじめ指定する副参事が不在のときは、所管の課長が、その事務を代決する。

(支所地域における代決)

第4条 参事 _____が不在のときは副参事 _____が、その事務を代決する。

(専決事項)

第9条 教育次長の専決事項は、別表第1のとおりとする。

2 参事 _____の専決事項は、別表第2のとおりとする。

3～6 [略]

別表第1 (第9条関係)

教育次長の専決事項

[略]

別表第2 (第9条関係)

参事 _____の専決事項

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第8号

一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会文書取扱規程（平成27年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(文書の差出名)</p> <p>第6条 文書は、事務局にあつては教育委員会名、教育機関にあつては教育機関の長名を用いなければならない。ただし、軽易な照復、通知及び事務局等相互間の文書については、教育長名、<u>教育部長名</u>、課長名、課名又は教育機関名を用いることができる。</p>	<p>(文書の差出名)</p> <p>第6条 文書は、事務局にあつては教育委員会名、教育機関にあつては教育機関の長名を用いなければならない。ただし、軽易な照復、通知及び事務局等相互間の文書については、教育長名、<u>教育次長名</u>、課長名、課名又は教育機関名を用いることができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第9号

一関市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

一関市立学校教職員安全衛生管理規程（平成26年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第2条 教職員の安全及び衛生に関する事務を統括管理させるため、安全衛生管理責任者を置く。</p> <p>2 安全衛生管理責任者は、<u>教育部長</u>をもって充てる。</p>	<p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第2条 教職員の安全及び衛生に関する事務を統括管理させるため、安全衛生管理責任者を置く。</p> <p>2 安全衛生管理責任者は、<u>教育次長</u>をもって充てる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第1号

一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

一関市教育委員会行政組織規則（平成17年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後	
(教育委員会事務局の組織)			(教育委員会事務局の組織)	
第4条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の表のとおり部、課等及び係を設ける。			第4条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の表のとおり__課等及び係を設ける。	
部	課等	係	課等	係
教育部	教育総務課	庶務係 教育企画係	教育総務課	庶務係 教育企画係
	学校教育課	学校教育係 保健係	学校教育課	学校教育係 保健係
	文化財課	文化財係	文化財課	文化財係
	骨寺荘園室	骨寺荘園係	骨寺荘園室	骨寺荘園係
(学校教育課の分掌事務)			(学校教育課の分掌事務)	
第6条 [略]			第6条 [略]	
(1)～(8) [略]			(1)～(8) [略]	

(9) 就学、転入学及び就園に関する事。

(10)～(13) [略]

(14) 幼稚園の就園奨励に関する事。

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(骨寺荘園室の分掌事務)

第8条 骨寺荘園室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 世界遺産の登録 に関する事。

(2)～(4) [略]

(教育部長)

第10条 教育部に教育部長を置く。

2 教育部長は、教育長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(教育部参事)

(9) 就学、転入学及び就園に関する事。

(10)～(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(骨寺荘園室の分掌事務)

第8条 骨寺荘園室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 世界遺産拡張登録 に関する事。

(2)～(4) [略]

(教育次長)

第10条 事務局に教育次長を置く。

2 教育次長は、教育長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(参事)

第11条 教育部に必要な応じ教育部参事を置くことができる。

- 2 教育部参事は、教育部長を補佐し、支所所管区域内の特定事項についての企画及び立案に参画し、所管事務を整理する。
- 3 教育部参事の所管区域は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

(教育部次長及び教育部副参事)

第12条 教育部に必要な応じ教育部次長及び教育部副参事を置くことができる。

- 2 教育部次長は、教育部長 _____ を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を整理し、教育部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 教育部副参事は、教育部参事を補佐し、上司の命を受け、教育部の特定事項についての企画及び立案に参画し、所管事務を整理し、教育部参事に事故があるときは、その職務を代理する。

第11条 事務局に必要な応じ _____ 参事を置くことができる。

- 2 _____ 参事は、教育次長を補佐し、支所所管区域内の特定事項についての企画及び立案に参画し、所管事務を整理する。
- 3 _____ 参事の所管区域は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

(副参事 _____)

第12条 事務局に必要な応じ副参事 _____ を置くことができる。

- 2 副参事 _____ は、教育次長又は参事を補佐する。 _____
- 3 教育次長を補佐する副参事は _____、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し _____、所管事務を整理し、教育次長 _____ に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 参事を補佐する副参事は、上司の命を受け、事務局の特定事項についての企画及び立案に参画し、所管事務を整理し、参事に事故があるときは、その職務を代理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理由

令和6年4月1日付で組織の見直しが行われることから所要の改正を行う必要があるため提案するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号

令和6年度一関市立小中学校教職員定期人事異動に係る内申について

別紙のとおり一関市立小中学校教職員の人事異動の内申を行うことについて、議決を求める。

令和6年2月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

理由

県費負担教職員の人事異動について、岩手県教育委員会に内申を行おうとするものである。これが、この議案を提出する理由である。